

令和6年度

農作業受委託等標準額

※この額は参考額です。

圃場条件や燃料・電気代等により、下記金額によることが適当でない場合は、当事者間で調整すること。

笠間市農業委員会

区分	作業内容	単位	賃金(円) (消費税込)	摘要
機械作業の場合	水田耕起	10a	6,600	未改良田 7,700円(税込)
	畑耕起	10a	6,600	
	代かき	10a	8,800	未改良田 9,900円(税込)
	田植	10a	8,800	
	水稲刈取り	10a	34,700	コンバイン(乾燥粃摺り調整まで) 未改良田 35,800円(税込)
	水稲刈取り	10a	20,000	コンバイン(刈取りのみ) 未改良田 21,100円(税込)
	畦塗り	1m	55	
人力作業の場合	水田作業	1人	7,700	1時間あたりの茨城県最低賃金 (令和5年10月1日改定)は、 957円です。
	畑作業	1人	7,700	
	果樹作業	1人	7,700	
請負の場合	粃摺り	30kg	440	水稲、陸稲(玄米)
	水稲育苗	1箱	792	箱代別(未処理)
	生粃乾燥	10a	14,080	粃摺りを含む

◎ 労働時間は1日8時間(実働)とする。

◎ この標準額には消費税(10%)を含んでおります。(人力作業の場合を除く)

適用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで